

旭川市における市民参加の推進について

○ 旭川市市民参加推進条例

【施行】 平成15年4月1日

【目的】 市民参加を制度として保障し、「協働」を基本とした市民参加のまちづくりを推進すること

【策定までの経過】

平成11年12月 市民参加推進懇話会 設置 《市民参加のあり方について検討》

平成13年 2月 提言書の提出：条例制定の必要性が陳述

平成13年 5月 市民参加を推進するための条例検討委員会 設置 《条例内容を検討》

平成14年 2月 意見書の提出

意見書の内容を受け、条例の素案を作成

平成14年 5月 パブリックコメントを実施

平成14年 7月 条例制定

【内容】 ・市民参加の内容（対象・時期・方法・情報の公表・結果の取扱い）
・意見提出手続
・附属機関の委員、会議の公開等
・旭川市市民参加推進会議の設置等について など

○ 旭川市市民参加推進会議

【設置】 平成15年4月1日

【目的】 市民参加に関する基本的事項の調査審議

【所掌事項】

- (1) 市民参加の推進状況に対する総合的評価
- (2) 市民参加の方法の研究及び改善
- (3) 旭川市市民参加推進条例の見直しに関する事項
- (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、市民参加に関する基本的事項

○ 市民参加推進会議の審議内容の経過

(1) 第1期～第9期

期	審 議 内 容	特記事項
第1期	・市民参加の取組結果に対する評価・検証 ・市民参加推進条例の見直し ・市民参加のあり方について	《第1期意見書》 ・市民参加の取組予定に対する第三者意見の聴取を行うこと ・市民参加の取組に対する事後（自己）評価を行うこと → 第2期に反映
第2期 第3期	市民参加の取組予定に対する第三者意見の聴取 ※全施策に対する検証	《第2期意見書》 ・個別審議を継続すること → 第3期で継続
第4期 ～ 第5期 ～ 第9期	市民参加の取組予定に対する第三者意見の聴取 ※新規施策に対する検証 ※重点課題の審議	・「まちづくり基本条例」制定と市民参加のあり方についての答申（※1） ・パブリックコメントについて（※2） <u>今後の会議運営（審議事項）について検討（※3）</u> → 2年目以降は個別審議の中止を決定 ○市民参加のシステムについて ○公募委員の充実について ○パブリックコメントの見直しについて

※1 旭川市まちづくり基本条例（平成26年4月施行）第10条（市民参加）で、市民の市民参加する権利の保障と、市が市民参加に取り組む義務を規定

※2 意見内容をまとめ、職員向け手引「市民参加をより効果的に進めるための手引書」を作成

※3 第1期での意見を受け、第2期以降は市が実施する各施策における市民参加の検証を審議の中心に据えてきたが、その他の議論が進まず会議が硬直化したため、第4期以降では、より本質的な市民参加の議論の場へと転換を図ることも必要であると指摘されていた

(2) 第10期

時 期	審 議 内 容
1年目	公募委員の応募が低調であることについて、取組方法や実施の効果について、個別の評価を実施した。
2年目	更に一步踏み込んだ取組として、附属機関等の委員における女性割合の向上について、委員選任マニュアルの見直しを実施した。

○ 旭川市における現在の取組

1 附属機関の委員の公募

附属機関や懇談会等については、原則として、委員の一部を公募により選考しています。

※高度な専門性を有するなど、公募に適さない機関は除きます。

2 附属機関の会議の公開

附属機関や懇談会等の会議は原則公開で実施しており、誰でも傍聴することができます。また、開催された会議の結果（会議録や配布された資料）を公表しています。

3 意見提出手続（パブリックコメント）

市の基本的な施策の形成過程においては、施策の趣旨、目的、内容、その他必要事項を公表し、これらに対する意見や提案をいただいております。提出いただいた意見については、その意見に対する市の考え方と併せて後日公表しています。

4 旭川市市民参加推進会議（年5回程度）

公募委員を含む12人程度の市民で構成し、旭川市における市民参加を推進するための方策などについて、評価検証や審議を行います。

5 市民参加推進会議への実施状況報告

市が前年度に取り組んだ市民参加の実施状況について、市民参加推進会議に報告しています。

- 【報告内容】
- ① 意見提出手続
 - ② 附属機関の委員の公募
 - ③ 附属機関の会議の公開
 - ④ 附属機関の会議の記録の公表

6 市民参加の取組結果に対する事後評価

前年度に取り組んだ市民参加について、担当課による事後（自己）評価を行っています。

評価は5段階で行い、集約した評価結果は庁内に公表し、各担当課において今後の取組の参考にします。

- 【評価項目】
- ① 十分な周知
 - ② 意見の求め方
 - ③ 市民意思の施策への反映・検討
 - ④ 取組実施の効果

7 職員研修の実施

職員向けの市民参加研修を実施しています。

春：担当者向け事務説明会 適宜：全職員向け啓発セミナー

8 市民参加情報の発信

意見提出手続や附属機関の委員の公募など、市民参加に関する情報をホームページ等で公表しています。

(1) 附属機関等の公募委員の募集

現年度の募集予定や、募集中の機関について公表しています。

募集を行う際は、事前に市民広報誌でお知らせしています。

(2) 附属機関等の会議開催のお知らせ

附属機関や懇談会等の会議の開催について、日時や場所などをお知らせしています。

(3) 附属機関等の会議録一覧

各機関の会議録を開催日順に掲載しています。(過去2年度分)

(4) 旭川市の附属機関等一覧

市の附属機関や懇談会等について一覧を掲載しています。

また、各機関については個別に概要ページを作成しており、委員名簿や会議録等も公表しています。

(5) 意見提出手続

今年度の実施スケジュールや、過去2年度分の実施結果について掲載しています。

意見募集を行う際は、事前に市民広報誌でお知らせしています。

(6) 旭川市市民参加推進条例

旭川市市民参加推進条例とその概要について紹介しています。

(7) 市民参加の取組予定の公表

旭川市における市民参加の取組予定(今年度)について、毎年5月に、市のホームページ、市政情報コーナー及び各支所で公表しています。

- 【公表内容】
- ① 対象となる施策の概要と実施予定時期
 - ② 市民参加の方法(実施予定時期)
 - ③ 関連法令等
 - ④ 担当部局と連絡先